

# 「外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その1)」(第6号様式別表3の2) 記載の手引

## 1 この明細書の用途等

この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を地方税法(以下「法」といいます。)第53条第29項及び法第321条の8第29項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第6号様式(中間・確定申告書)、第6号の3様式(特定信託に係る確定申告書)又は第8号様式(清算事業年度予納申告書)の申告書に添付してください。

## 2 各欄の記載のしかた

欄		記載のしかた
	1 「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」欄及び「政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無」欄  (注)政令第9条の7第4項、政令第48条の13第5項の“本文”と“ただし書”の内容 *本文 道府県民税及び市町村民税の控除限度額＝ 国税の控除限度額×標準税率 *ただし書 道府県民税及び市町村民税の控除限度額＝ 国税の控除限度額×実際の税率	(1) 法第53条第29項及び法第321条の8第29項の規定による控除限度額を地方税法施行令(以下「政令」といいます。)第9条の7第4項ただし書及び政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人(以下「ただし書適用法人」といいます。)にあっては「有」を、政令第9条の7第4項本文及び政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人(以下「本文適用法人」といいます。)にあっては「無」を○印で囲んでください。 (2) ただし書適用法人のうち次の法人は、始めに第6号様式別表4の2及び第20号様式別表4の2を、次に第6号様式別表4を記載した後に当様式を記載してください。それ以外の法人及び本文適用法人は、第6号様式別表4から記載を始めてください。 a 2以上の都道府県に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人 b 都内の市町村と特別区双方に事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。) c 都内の2以上の市町村に事務所等を有する法人 この場合は、第6号様式別表4の2の記載は不要です。
前3年以内の控除未済外国税額の明細	2 「控除未済外国税額 <sup>⑭</sup> 」の各欄	(1) 前3年以内の各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間において道府県民税及び市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度若しくは各連結事業年度又は各計算期間の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 前期に提出した当様式の「翌期繰越額 <sup>⑮</sup> 」の各欄の数字から転記することになります。 (2) 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 a この申告書を提出する法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は事後設立法人とする適格組織再編成を行った場合 政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の6の⑦の欄の金額 b この申告書を提出する法人を分割法人、現物出資法人、事後設立法人とする適格組織再編成を行った場合 政令第9条の7第30項の規定の適用があるときの当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の7の⑤の欄の金額
	3 「当期分」欄	「当期分の控除外国税額 <sup>⑯</sup> 」欄の金額のうち、「当期分として算定した法人税割額 <sup>⑰</sup> 」欄の金額から「前3年以内の控除未済外国税額 <sup>⑱</sup> 」欄の金額を控除した金額(当該金額がマイナスの場合は0)を超える金額があるとき、当該超える金額を記載します。
	4 「翌期繰越額計」欄	前3年以内の控除未済外国税額の「計」及び「当期分」の欄の「翌期繰越額 <sup>⑮</sup> 」欄の合計額を記載します。 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人又は都内分割法人にあっては、「控除未済繰越額 <sup>⑳</sup> 」欄及び同「㉑」欄の金額と一致することとなります。
	5 「従業者数又は補正後の従業者数」欄	2以上の都道府県に事務所等を有する法人、都内分割法人又は2以上の都内の市町村に事務所等を有する法人が記載してください。 a 本文適用法人は、法第57条第2項及び法第321条の13第2項に規定する従業者の数を記載します。 b ただし書適用法人は、第6号様式別表4の2の「⑧」欄及び第20号様式別表4の2の「⑧」欄の補正後の従業者数を記載します。
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細	6 「各都道府県ごとに控除すべき外国税額 <sup>⑲</sup> 」欄及び「各市町村ごとに控除すべき外国税額 <sup>⑳</sup> 」欄	「当期分の控除外国税額 <sup>⑯</sup> 」欄及び「前3年以内の控除未済外国税額 <sup>⑱</sup> 」欄の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの課税標準の分割基準である従業者数又は補正後の従業者数によりあん分して、各都道府県及び各市町村ごとに算定して記載します(当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。) ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、「当期において控除する外国税額 <sup>⑳</sup> 」の欄から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を控除した額を記載します。
	7 「各都道府県ごとに算定した法人税割額 <sup>㉑</sup> 」欄及び「各市町村ごとに算定した法人税割額 <sup>㉒</sup> 」欄	各都道府県及び各市町村ごとの当該事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間分の法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額を記載します。 なお、特別区分の都民税法人税割額は、申告書で適用した税率の区分(17.3%のときは5.0%と12.3%、20.7%のときは6.0%と14.7%)により道府県民税相当額と市町村民税相当額とに分けて記載します。